

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	幼稚園就園奨励に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は幼稚園就園奨励に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	幼稚園就園奨励に関する事務
②事務の概要	私立幼稚園及び東京都認定の幼稚園類似施設を利用する園児保護者を対象に、申請に基づき保護者世帯の区市町村民税課税額を確認し、入園料助成金・保護者補助金の各補助金額の決定及び交付を行う。 以上の事務の中で、保護者世帯の区市町村民税課税額の確認において特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	(1)幼稚園就園奨励システム、(2)共通基盤システム、(3)中間サーバ・プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金ファイル、(2)共通基盤システムDBファイル、(3)情報連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第2項 ・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第15の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係
②所属長の役職名	保育課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない

不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☒ 接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、幼稚園就園奨励に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	管理者権限を与えられている職員のみが、情報連携を実施することを徹底している。また、定期的にログ確認を行っており、指定の職員以外が情報連携を実施していないことを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月20日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成31年3月20日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第14号 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7条に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	法改正
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ①部署	杉並区保健福祉部保育課子供園・幼稚園担当	杉並区保健福祉部保育課子供園・幼稚園係	事後	組織改正
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②所属長	保育施設担当課長	保育施設支援担当課長	事後	組織改正
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更 (項目名称変更)
平成31年3月20日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部保育課管理係子供園・幼稚園担当	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部保育課管理係子供園・幼稚園係	事後	組織改正
平成31年3月20日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式変更 (IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 5. ①部署	杉並区保健福祉部保育課子供園・幼稚園係	杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係	事前	組織改正
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区保健福祉部保育課管理係子供園・幼稚園係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係	事前	組織改正
令和3年1月1日	II しきい値判断 1. 対象人数	平成28年5月31日 時点	令和2年10月16日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II 2. 取扱者数	平成28年5月31日 時点	令和2年10月16日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	I 関連情報 5. ①部署	杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係	杉並区子ども家庭部保育課保育相談係	事後	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月1日	I 関連情報 5. ②所属長の役職名	保育施設支援担当課長	保育課長	事後	組織改正
令和3年1月1日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区子ども家庭部保育課保育相談係	事後	組織改正
令和3年1月1日	I 関連情報 1②事務の概要	私立幼稚園及び東京都認定の幼稚園類似施設を利用する園児保護者を対象に、申請に基づき保護者世帯の区市町村民税課税額を確認し、入園料助成金・保護者補助金・就園奨励費補助金の各補助金額の決定及び交付を行う。	私立幼稚園及び東京都認定の幼稚園類似施設を利用する園児保護者を対象に、申請に基づき保護者世帯の区市町村民税課税額を確認し、入園料助成金・保護者補助金の各補助金額の決定及び交付を行う。	事後	制度廃止による修正
令和4年3月18日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第15の項	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第15の項	事後	法改正
令和4年3月18日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月16日 時点	令和3年9月13日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 2. 取扱者数	令和2年10月16日 時点	令和3年9月13日 時点	事後	自己点検
令和5年3月31日	I 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	自己点検
令和6年2月16日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和3年9月13日 時点	令和6年1月17日 時点	事後	自己点検
令和6年2月16日	II 2. 取扱者数	令和3年9月13日 時点	令和6年1月17日 時点	事後	自己点検
令和6年2月16日	I 関連情報 1③システムの名称	(1)幼稚園就園奨励システム、(2)中間サーバコネクタ、(3)中間サーバ・プラットフォーム	(1)幼稚園就園奨励システム、(2)共通基盤システム、(3)中間サーバ・プラットフォーム	事後	機器更改のため
令和6年2月16日	I 関連情報 2特定個人情報ファイル名	(1)私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金ファイル、(2)中間サーバコネクタDBファイル、(3)情報連携ファイル	(1)私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金ファイル、(2)共通基盤システムDBファイル、(3)情報連携ファイル	事後	機器更改のため
令和7年2月6日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署	杉並区子ども家庭部保育課認定・入園係	杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係	事後	組織改正
令和7年2月6日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	杉並区子ども家庭部保育課認定・入園係	杉並区子ども家庭部保育課子供園・幼稚園係	事後	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月6日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和6年1月17日 時点	令和7年2月6日 時点	事後	自己点検
令和7年2月6日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和6年1月17日 時点	令和7年2月6日 時点	事後	自己点検
令和8年3月10日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和7年2月6日 時点	令和8年3月10日 時点	事後	自己点検
令和8年3月10日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和7年2月6日 時点	令和8年3月10日 時点	事後	自己点検